

第14回

岐阜県都市計画審議会環境影響評価専門部会

議事録

と き：平成24年2月7日（火）午後2時00分

と ころ：岐阜県議会東棟2階第2面会室

【都市政策課長】

都市政策課長の桐山でございます。現在、委員 10 名中 9 名のご出席をいただき、定足数に達しておりますので、ただいまから、第 14 回岐阜県都市計画審議会環境影響評価専門部会を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、報道関係者 1 名の方が傍聴されておりますので、ご報告させていただきます。

本日の専門部会の議題は、前回の 12 月 22 日の専門部会に引き続きまして、国道 19 号瑞浪恵那道路の環境影響評価についての 1 件でございます。前回と同様に、事業者である多治見砂防国道事務所のみなさまにも御出席いただいておりますのでご紹介します。

それでは、議事に入ります前に本日の配布資料の確認をさせていただきます。議事次第、出席者名簿、配席表、専門部会運営要綱、資料 1 としまして国道 19 号瑞浪恵那道路 環境影響評価準備書（素案）についての第 13 回専門部会（H23.12.22）における委員・専門委員からの意見等、資料 2 としまして準備書（素案）修正ページ、A3 横長の参考資料、重要種等確認位置図及びその修正ページ、A4 の参考資料としまして現地調査で確認した動物・植物種一覧をお配りしてございます。配布資料に不足のある方がいらっしゃいましたら、お知らせください。

また、事前に送付させていただきました、国道 19 号瑞浪恵那道路 環境影響評価準備書（素案）、同準備書（素案）要約書についてご持参をお願いしておりますが、本日お持ちでない方がいらっしゃいましたらお知らせ下さい。

なお、参考資料としてお配りしております重要種確認位置図につきましては、希少生物の確認情報が記載されておりますので、会議終了後に回収させていただきます。

それでは、第 14 回岐阜県都市計画審議会環境影響評価専門部会の審議をお願いしたいと思います。篠田部会長、よろしく申し上げます。

【篠田部会長】

それでは、第 14 回岐阜県都市計画審議会環境影響評価専門部会の審議に入りますが、その前に本日の部会の議事録署名者を指名したいと思います。部会長に一任いただけますか。

（「異議なし」の声あり）

【篠田部会長】

御異議ないようですので、本日の議事録署名者は、高木委員と岡田委員をお願いいたし

たいと思います。それでは、審議に入ります。

国道 19 号瑞浪恵那道路 環境影響評価準備書について事務局から説明をお願いします。

【都市政策課技術総括監】

都市政策課の技術総括監をしております鷲野と申します。よろしくお願いします。

それでは、国道 19 号瑞浪恵那道路 環境影響評価についてご説明させていただきます。

本日は、前回、12 月 22 日に引き続き、環境影響評価準備書（素案）につきましての第 2 回目の審議ということになりますのでよろしくお願いします。資料はお手元の資料 1 をご覧ください。

前回の専門部会以降に欠席委員を含め、追加のご意見はございませんでしたので、前回、各委員よりいただきました 13 件のご意見・ご質問についての概要を記載しております。

始めに、ご意見等の概要を読み上げさせていただいた上で、それぞれのご意見・ご質問に対しまして、前回お答えしたものを含めて事務局の対応について説明させていただきます。

まず、篠田部会長のご意見でございます。

1. 地下水に関連し、伏流水の流量の変化についての検討は行わないのか。
2. 建設発生土に含まれる重金属等の汚染物質の可能性について記載されたい。

でございます。1 点目のご意見につきましては、後ほど神谷専門委員のご意見と併せてご説明させていただきます。

2 点目のご意見に対する事務局の対応といたしましては、準備書 4-1-29 ページをご覧ください。表の下の段落に、『なお、対象道路区域には「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域及び「土壌汚染対策法」第 6 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定に基づく指定区域はありません。』と記載しております。

また、対象道路事業実施区域に現在確認する限り操業する鉱山や化学工場等の特定有害物質により汚染された可能性のある土地が含まれないことから、重金属等の発生は想定しておりませんが、3-9 ページをご覧いただきたいと思うのですが、こちらの『7)(1) 道路事業における一般的な環境保全の方針』に、『 工事中に汚染土壌の存在に係る情報及び事実が確認された場合には、「土壌汚染対策法」の規定に準じて対処します。』と記載しておりまして、事業実施に当たっては、適切に対応します。

続きまして、岡田専門委員のご意見でございます。

1. 騒音の予測の基準となる走行速度には不確実性があるので、現段階で予測し得なかつ

た環境保全上の問題が生じた場合の対応について記載されたい。

でございます。具体的には、10-3 ページをご覧くださいますと、第 10 章でございますが、最後に記載されている、『工事中及び供用後において現段階で予測し得なかった環境保全上の問題が生じた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、必要に応じて適切な措置を実施することとします。』との表現を各環境要素の評価にすべて記載してはどうかのご意見でございました。

事務局として検討いたしましたけれども、環境影響評価は、主務省令に基づき環境要素の項目ごとにそれぞれ予測、評価を実施しております。

10-3 ページ、第 10 章の最後の記載は、本事業に起因する計画段階で予測し得なかったあらゆる環境保全上の問題に適切な措置を必要に応じて実施するといった補足の意味合いで最後に記載をしておりますので、こういった記載でご理解願えればと考えております。

続きまして、梶浦専門委員のご意見でございます。

- 1 . 哺乳類の現地調査結果について、種名、分類順及び確認内容について確認し統一された方がよい。
- 2 . ニホンテングコウモリの予測結果について、人工の洞くつにも生息することを踏まえ、表現について検討されたい。

でございます。1 点目のご意見についての事務局の対応としましては、資料 2 に差替ページとなりますが、8-8-20 ページをご覧ください。哺乳類の現地調査結果については、原則として「日本産野生生物目録 脊椎動物編（環境庁，1993）」、こちらに従いましたと記載されておりますが、ご指摘のとおり、これに必ずしも従っていない部分がございます。具体には、よりわかりやすくするために種名欄に例えばホンダカヤネズミ、ニホンカモシカ等の亜種名での記載がございました。

こちらにつきましては、表下の注 2) のとおり、「種名欄の () 書きは亜種名を記載しています。」と注釈を追加いたしまして、表 8.8.3 の種名欄を整理いたしました。なお、哺乳類以外の特筆されていない分類につきましては、注釈に記載のある目録・リスト等のおり記載されております。

また、現地調査の確認段階で捕獲しているのであれば食痕は消したほうが正確性があるのではとのご意見につきましては、球果の食痕のみで種を判断している事例もございまして、確認された全ての内容・事実を記載することを基本に考えておりますのでご理解願いたいと思います。

続きまして、2点目のご意見についての事務局の対応としましては、資料2の8-8-50ページをご覧ください。コウモリ調査の結果、9箇所の人工洞穴が確認され、うち2箇所では重要種であるニホンテングコウモリが確認されております。周辺には植物の重要種の生育地も見られたことから、路線検討の際に重要種の生育地の改変を極力少なくするよう検討いたしましたところ、結果としてニホンテングコウモリの生息する人工洞穴2地点を含む生息地の改変は行わない計画になりましたので、『計画路線は、大規模切土を避け樹林帯における切土を極力避けた計画とし、本種を含む洞穴性のコウモリ類の生息環境である樹林帯をはじめ、重要な植物生育地を極力回避した計画となっております』と記載を改めました。

次に、神谷専門委員のご意見でございます。

1. 植物の予測において地下水位の変化はほとんど生じないと記載される根拠についても併せて記載すべき。

でございます。先ほどの篠田部会長の1点目のご意見と併せてご説明させていただきます。

前回の専門部会での回答の補足になりますが、道路の環境影響評価では、主務省令で示す参考項目以外に、軟弱地盤帯等での地下水の排水・揚水や地下水流動の遮断による地下水位の低下に起因する地盤沈下について「地盤」の項目を選択し、予測評価を行うこととしています。

本事業につきましては、対象地域に軟弱地盤帯等が存在せず、地下水流動を遮断するような長大な掘割構造物、トンネル構造物はございませんので、方法書における項目選定の段階から環境影響項目として選択しておりません。

資料2の3-10ページをご覧ください。ただし、工事による土地の改変により、地下水に全く影響を与えないというものではありませんので、『第3章7)(2)当該事業における一般的な環境保全の方針』の『ア.工事中』、上から5つめに『・地下水に影響を及ぼすようなトンネル工事・大量の揚水を行うような工事は想定しておりませんが、貴重な植物の生育地周辺では極力地下水の遮断、揚水などは行わないなど、地下水への影響を避けた施工に努めます。』と記載を追加しております。

また、対象事業区域におきましては、山裾、山地の中腹に砂礫層が露出している箇所がございます。湧水が随所に見られることから、シデコブシに代表される東海丘陵要素植物の生育基盤である貧栄養湿地が形成されております。本事業の一部においては、この地層の一部を切土構造で改変しますが、集水域を避けた計画路線としたり、逆に湧水地の下流側に路線位置を検討することによりまして、多くの生物の生息・生育に必要な湧水や染

み出し水の遮断のないように配慮しております。さらに、本線計画だけでなく、工事施工ヤード及び工事用道路は、既存道路及び対象道路上を極力利用する計画とすることにより、重要な植物種の生育環境の縮小の影響はできる限り回避されていると考えております。

次に、西條専門委員のご意見でございます。

- 1．紋切り型の「事業者の実行可能な範囲内で環境保全措置を実施する」との表現より、具体的に何を実施するか示した方がよい。
- 2．重要種等確認位置図に示す植物の単位について、統一性をもって記載するとともに、図示の方法について検討されたい。
- 3．植物の生育に関しては、水の供給が確保されていること、コンクリート擁壁等の打設時のアルカリ化した水が流入しないことが必要である。

でございます。例えば、植物の場合を例に取ってみますと、1点目のご意見については、準備書 8-9-77 及び 8-9-78 ページをご覧ください。具体的な環境保全措置の実施内容につきましては、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合を除き、各項目の『3)(2)環境保全措置の検討』の中で、環境保全措置について施工性や経済性等を勘案し検討するとともに、実際に実施する環境保全措置については、『(4)検討結果の整理』において、その実施主体、実施内容及び効果について具体的に記載をしております。

さらに、10-3 ページの下3行で現段階で予測し得なかった環境保全上の問題が生じた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、必要に応じて適切な措置を実施することとしております。

主務省令におきましても、事業者により実行可能な範囲内で対象道路事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証しなければならないとされておりますので、このような記述とさせていただきますのでご理解願いたいと思っております。

また、確認する限り、他の直轄事業におけるアセス事例においてもこのような記述になっているということです。

2点目のご意見については、A3の横長の参考資料の差替ページをご覧ください。こちらに5万分の1の縮尺の位置図のレベルではございますがある程度広がりをもって生育しているものにつきまして、凡例で示してありますとおり面的な広がりのある表記をさせていただきます。また、ある程度集まった状態で生育しているものは点で表現をしてお

ります。

また、当該資料における重要な種の確認個体数については、例えば植物の木本類のような比較的數量確認しやすい種においては可能な限り計測しております。ただし、草本類でも、谷筋等に多く生育している種、個体が小さく広がりを持って生育している種や計測できない沈水植物などは概数で示しております。

環境影響評価における重要種の確認位置図は、どのような種の生物がどのあたりにどれくらい分布しているかをご理解いただくための資料と考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

鳥類や両生類・爬虫類等につきましても、個体をはっきり確認できたものについては計測できますが、確認時の距離等の諸条件により必ずしも明確に個体数を確認できているものではないです。

なお、当該資料につきましては、希少種の生育・生息箇所が示されておりますので、本会議中のみの資料とさせていただきますので後ほど回収させていただきます。

3点目のご意見については、準備書の3-10ページをご覧ください。上から5つ目に『・くい打ちや沢等の工事を行う場合には、締め切り工法の採用を検討し、締め切り工区内においてコンクリートを十分に養生し、開放する際には、河川下流部のpHに異常が生じていないことを確認する等、水質、植物、動物、生態系への影響の低減に努めます。』と記載しております。

続きまして、田中専門委員のご意見でございます。

1. 昆虫類、底生生物等の現地調査結果について、重要種以外の種についても記載するべき。

でございます。事務局の対応としましては、ご指摘のとおり重要種以外の種についても記載することといたしましたので、A4縦長の参考資料を配布させていただいております。ただし、現地調査で確認された種の数は一覧のとおり大変膨大でありますので、準備書の巻末に参考資料として一覧を添付するということによりお願いいたします。

次に、新田専門委員のご意見でございます。

1. 事後調査の結果については、どのように住民に知らせるのか。
2. 眺望景観の予測を行っているが、道路による改変の範囲がわからない。拡大写真があった方がよいのではないかと。

でございます。1点目のご意見については、前回の専門部会での説明の繰り返しになりま

すが、第9章、9-2 ページに記載のありますとおり、事後調査の結果の公表については事業者において、関係機関と連携しつつ適切に実施するものと記載させていただいております。

2つ目のご意見について、主務省令では環境影響評価で扱う「景観」は不特定かつ多数の者が利用している「主要な眺望点」から自然環境と一体をなしている「景観資源」を眺望する景観を対象とすると定義されております。

まず、準備書 4-1-70 ページの表 4.1.39 に示す主要な眺望点がございませう。これに、身近な眺望点であります釜戸郵便局前と武並駅を加えまして、8-11-3 ページの主要な眺望点から、対象事業実施区域を見た時に、自然景観を構成する区域南部に広がる土岐丘陵の景観が事業により改変される程度をフォトモンタージュにより予測しております。

ただし、恵那峡については、対象道路事業実施区域までの距離が約 3.8km になります。対象をはっきりと見ることのできる認知限界は 3 km 程度とされておりまして、恵那峡からは事業区域を視認できないと考えられることから、最終的に主要な眺望点としては選択しておりませう。

また、フォトモンタージュにより視覚的な変化の程度を把握する際には、実際の視野角に近い画角のレンズを使用する等、あくまで、眺望点に人が立った時にどのように見えるかを予測することとされておりませう。

よって、事務局としましては、拡大写真等を使うのではなく 8-11-13 から 8-11-15 ページのフォトモンタージュでの予測評価が妥当と考えております。

なお、事業実施の際の法面の緑化に当たりましては、周辺の植生等に配慮した在来種の使用に努めることにより、周辺景観との調和を図るとともに、道路構造物や道路付属物についても形式、デザイン、色彩の検討を行うこととしております。

最後に、福井専門委員のご意見でございませう。

1. 野鳥の繁殖環境及び主要な餌場への影響の程度について、一部ではなく、かなり影響を受けるのではないかと。

とのご意見でございまして、準備書の 8-8-57 ページと参考資料の 10 ページを併せてご覧ください。事務局の考えといたしましては、現地調査は事業実施区域周辺で実施しておりますが、当該地域は狭あいな地形に中央自動車道、国道 19 号、JR 中央線が存在する地域であります。今回ご指摘のあったサシバについては、現状の人為的発生源の騒音に対しても順応し、繁殖に成功しております。

また、改変区域付近において営巣が確認された 1 箇所については、営巣地周辺の樹林地

と農地等の一部の餌場環境が改変されますが、主要な餌場につきましては尾根向こうの調査対象範囲外にも広く分布していると考えられることから、行動範囲の広い猛禽類につきましては、計画路線による餌場への影響は限定的であると考えられます。

なお、工事の実施により当該ペアの繁殖環境について影響を受ける可能性があります、8-8-91 ページの環境保全措置に記載がございますが、繁殖期間中の重機の稼働や土地の改変を伴う工事時期に配慮することにより、繁殖活動への影響を低減できると考えております。

前回いただいたご意見・ご質問についての事務局の対応は以上です。

最後に1点、準備書(素案)の修正についてご説明します。配布いたしました資料2の8-9-49 ページをご覧ください。

植物のカザグルマについての記載の中で、道路の存在の欄に「本種は東海丘陵要素植物であり、地域固有種として位置づけられていること、重要度が高く」と記載されておりますが、カザグルマは本州・四国・九州北部に分布し、表現が誤っておりましたので、記載を一部削除しております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【篠田部会長】

ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの説明についてご意見・ご質問のある方はお願いします。

【西條専門委員】

先ほどの8-9-49 ページのところですが、東海丘陵要素植物から除かれたということはよろしいと思いますけれども、ただカザグルマは東海丘陵美濃三河地域、あるいは周伊勢湾要素を形作る数々の植物群の中に含まれて、環境条件の湿地の指標となる植物ということがありますので、十分留意していただけたらありがたい。全く関係ないということではなく、植物区系と申しますが、いくつかの植物が一つのグループを作って、そこに生育している、ミカワバイケイソウがあるとか、シデコブシがあるとか、サクラバハンノキがあるとか、そういう中にカザグルマがあるということを含めて周伊勢湾要素であり、重要な位置を持っていることに留意していただきたい。

それからもう1点、参考資料について、これだけの多くの種類を挙げていただいたということは、非常に大変な労力だったと思うのですが、植物について一つお願いと質問ですが、まず最初の質問は、かなりいろいろな亜種だとか変種だとかというものが種名の中にあがってきていますが、これらの標本は調査されたところで少なくとも一つずつは保有

しておられるのかということですね。例えば、ちょっと気になる種があった場合に、その標本を閲覧させていただければ、その種がどういうものかわかるんですね。仮にその種の種名が違っていても、あげつらうということではなくて、それはこういうものと違う、あるいは後々の人が調べた時にこの種は別種であろうということにつながりますので、まず標本が集めてあるのかどうか、例えば岐阜県でしたら県立博物館あるいは地域の科学館に借用可能な標本が収蔵されているかということをお伺いしたかったということです。

それからもう1点は、このリストの中には、例えばたくさんありますが、41ページを開けていただきますと、植物種確認一覧(2/16)というところで、一番左に種の番号が振ってあります。例えば上から5つ目の80番のところに、裸子植物 - イチョウ科 - イチョウというふうにあるわけですね。これ、たぶん植栽されたものだと思うんですね。そういうものは、植栽であれば、「植」とか、帰化植物であれば「帰化」というのを生育状況、あるいは確認状況を入れておかれる方が後々の役に立つのではないかという気がしますのでお願いします。それともう一つ、例えば、後ろの方になりますけれど、例えば53ページのところのイネ科861番、867番メリケンカルカヤがありますが、これは完全に帰化植物で、在来のオガルカヤやメガルガヤを圧倒しているようなものですね。これは帰化植物であるし、ハルガヤは牧草として入れられたものが逃げたとかそういうのがございますので、まず帰化しているのか、あるいは特定外来種であれば、特定が出てくれば、全部確かめたわけではないので私、わかりませんけれども、特定外来植物であれば「特定」とか、栽培されたものが逃げた例えば園芸種として植えられていたものが逃げた「逸出種」であるのか、そういう記載が必要なのでないかと思います。それともう一つ、それが路傍に生育していたのか、あるいは湿地であったのか、沢筋であったのか、あるいは林内であったのかというような生育地について、現地でどういう場所に生育しているかということについて記載していただいていた方が、単に種をあげただけと誤解されずに済むのではないかと思います。今までのアセス書等々で見ていると、種名があがっているだけで、数さえあれば調査が十分やられているというような誤解を受けるといけませんし、それで調査を十分したというふうにされてはいけませんので、十分注意していただきたいと思います。そういう観点から、52ページの特にユリ科の植物等で見ますと、非常に山地帯の湿地に生えるイワショウブのようなもの、827番や828番のような種があったり、あるいは810番、811番のようなサユリの上のタカサゴユリ、これ完全な帰化植物で20年前くらいから入り始めたものです。こういった植物がどういったところに生育しているのか、ここもちょっと記録しておいて

いただけると後々よろしいんじゃないかと。それからジャノヒゲですが、これはカブダチジャノヒゲというのが非常に多いですからね。そのあたりの区別ができるかということで標本というのは大事であるということでございますのでできる限りやっていたかとありがたいと思います。調べられたコンサルさんよろしくをお願いします。

【篠田部会長】

今の件はいかがでしょうか。

【多治見砂防国道事務所 環境影響評価受託業者】

基本的に同定の難しいものについては、写真もしくは標本を持ち帰り保管はしております。ですから、それをどこかの公共施設に保管をお願いしていることはありません。ご不明なところのお問い合わせがあれば、それについてお示しすることはできます。

【西條専門委員】

みなさまの周りにご専門の先生方もおられることと思いますので、ぜひとも完全な命名ができるようにご努力いただけるとありがたいと思います。

【多治見砂防国道事務所 環境影響評価受託業者】

あともう1点なのですけれども、メリケンカルカヤなどの道路法面や路傍の雑草系については、基本的に普通種なものですから、一種ごとの記録はなかなか取っておりません。

【西條専門委員】

だいたいどういうところを中心に生育しているかということとはできますか。

【多治見砂防国道事務所 環境影響評価受託業者】

例えばこの表の中に、逸出種だとか外来種、特定外来は特定という形で記載する際に主な生育地についての状況を記載するという程度であれば可能です。

【西條専門委員】

それでも十分役に立ちます。あと植栽についても記載をよろしくをお願いします。

【篠田部会長】

よろしいでしょうか。その他ご意見ありますでしょうか。

【田中専門委員】

昆虫の中のギフチョウに関わる部分ですが、恵那市の武並地区というのは、ギフチョウが昔からたくさんいるということで非常に有名な場所なんです。参考資料に確認地点が詳しく挙げてありますけれども、差替ページの資料 - 8。この武並地域、あるいはその隣接する瑞浪の一部、この辺は非常にギフチョウの多い地域としてよく知られているのですが、

そのちょうど真ん中近くを歩いていきますと、どうしても大事な生息地が消滅する可能性があるのですが、その部分については準備書の中の 8-8-74 ページ、8-10-23 ページに予測結果が出ております。このとおりだと思っておりますが、その結果に基づいて、保全措置をどうするかということについては、8-8-90 から 93 ページ、あるいはその後の事後調査をどうするか記されています。ここではっきりと生息地の一部が消滅すると予測されている訳ですが、この参考資料の地図の中では確認地点となっておりますが、成虫、卵、幼虫と調査をされていると思いますが、それとの関連で生息地ということでは、やはり食草のカンアオイとの関係が非常に重要になってくるので、点在するカンアオイは別として、もし施工される道路あるいは、それに隣接する地域に重要なというか大きなカンアオイの群落があれば、そのことをこの地図の中に明記していただくと、わかりやすいと思いますが、いかがでしょうか。

【篠田部会長】

いかがでしょうか。カンアオイの群落を、ギフチョウの確認地点と同じ図に入れるということですが、いかがでしょうか。

【西條専門委員】

よろしいでしょうか。カンアオイの場合、たぶんこの辺りでしたら、コナラ林であまりネザサ類がないような部分でかつ沢に近いところ、あるいは斜面でも凹地状の湿り気のあるところに生育しますので、植生調査されていれば、だいたい見当はつきやすいと思います。

【都市政策課技術総括監】

今、田中先生の言われた件について対応することは可能だということです。

【西條専門委員】

ただ、カンアオイは食草としては重要ですが、レッドリストに掲載された種ではございませんので。

【篠田部会長】

それでは対応するということをご了解いただきました。その他何かございますか。

【西條専門委員】

「可能な限り」手だてを与える、可能でないと考えたら何もやらない、いつもその文言にひっかかります。低減するために可能な限り対処するという言い方に。

【都市政策課技術総括監】

可能でないことはやはりできないものですから。

【西條専門委員】

できる限りというのはわかりますが、できるかできないかどこで線を引くのか、あまりにも逃げることはばかり考えている文言としか取れないのでね。何かもうちょっと、例えばですけど、カザグルマが削られて消滅してしまうということは好ましくないのだろうけれど、やむを得ず次の手段として移植する措置を取ると。その場合に、移植してもすべてが着くわけではないですから、大体僕ら3割程度とみているんですが、それでも残ればかなり種を維持させようと努力しているということになるし、それを核にしてまた増えるということもありますので、そのくらいの積極的な書き方をされた方が熱意が伝わるのではないかと思います。

【都市政策課技術総括監】

同じことになって申し訳ないのですが、表現の仕方が定型的に評価しておりますので。なんでもかんでも金をかけてものすごいことをやればいいのかという公共事業という一面もありますので、めちゃくちゃなことをできないので可能な限りという書き方になっております。

最終的には何度も言うておりますが、最後の10章のところここで想定していない部分についても記載があるものですから、そこで最後はフォローするという意味合いですので、ご理解いただきたいと思います。

【西條専門委員】

ほとんど植物は想定できますけれども、やむを得ずという書き方になるのはわかるんですが。

【福井専門委員】

鳥類の夜間の調査はやられたんでしょうか。

【多治見砂防国道事務所 環境影響評価受託業者】

夜間調査は、基本的にフクロウだとかの鳴き声確認ですね、コールバックさせるためにテープを流したりする調査はっております。

【福井専門委員】

わかりました。

【岡田専門委員】

先ほど私からの意見への回答ということですが、ちょっと納得できないのですが。

道路環境センサスは、基本的には事業者である中部地方整備局がやられていると考えてよろしいでしょうか。

【都市政策課技術総括監】

中部地方整備局が実施しております。

【岡田専門委員】

4-1-16 ページを見ると、現在、国道 19 号沿いで環境監視をやられていると思いますが、8、9、10、11 番の地点は計画道路の完成後は調査地点を変えることは考えておられないでしょうか。国道 19 号沿いで密に調査をやられているのは良いことだと思いますが、これらの地点を完成後は変更しないということですか。これらの環境監視がまさに事後調査になると思います。センサスでは、交通量、速度、騒音、振動などが調査されていると思いますが、この環境監視が、国道 19 号の事業者としての事後調査に相当すると思います。そう考えますと、準備書の中で事後調査を行いますと明記しても全然問題ないのではないのでしょうか。この準備書のままでは、8～11 は今後調査を行いませんと受け取られる気がします。現在の国道 19 号の交通量がだいたい一日当たり 24,000 台ですが、道路が整備されれば少なくとも今よりも交通量は増え、大型車も多く通過すると推測されます。そういう意味では 10 章の文言に関わらず事後調査を実施することを記載しても良いのではないかと思います。

【都市政策課技術総括監】

これも事後調査ということですので、多治見砂防さん何かございますか。

【多治見砂防国道事務所副所長】

先生が今おっしゃられたのは、バイパスの予想でなくて現道の予想をやるべきではないかという趣旨でしょうか。

【岡田専門委員】

いえ、新しいバイパス事業が完成した後の事後調査は、恐らく道路環境センサスに則って実施されるのではないかということです。

【多治見砂防国道事務所副所長】

基本的には、現時点での保全対象として建物とかそういう施設がありますが、その代表地点において道路の形、それから交通量を前提に予測させていただきました。ところが、実際にこういうふうであるとか、供用後に保全すべきものができてきた時に、改めてそういうものが必要であれば調査をし、必要な措置を実施しますという意味合いの表現をさせ

ていただいております、準備書の4-1-16、17ページにあるように現時点での現道の実態を把握するという整理をさせていただいております。先生のおっしゃられたような事後評価、工事中であるとか供用後についても、必要があれば、保全対象が出てくればやるといった表現をさせていただいております。

我々としては、バイパス計画の沿道の現状で予測をし、この道路の影響が遮音壁を建てることで保全できるということで準備書の整理をさせていただいております。

【岡田専門委員】

それはわかるのですが。

【多治見砂防国道事務所副所長】

今、私どもは準備書で瑞浪恵那道路ができた段階に、周辺にできている保全すべき対象物に対して、遮音壁を作ることで、影響のない道路としてできますということを宣言させていただいているもので、事後調査をする、しないということは書いていないので、先生のおっしゃられた、ここの中でそういった表現がされていれば、表現として見直す必要があるか検討させていただきますが。

【岡田専門委員】

だから、私が言いたいのは各章にそういうことを明記してほしいということなのです。環境基準が65dBで、予測結果は64dB、その差は1dBですね。予測結果というのはだいたい±3dBの範囲になるのが普通だと私は思っているのを超える可能性もあります。

【多治見砂防国道事務所副所長】

先生のおっしゃられたように予測の前提であるとか、保全すべきものであるとかいろいろの影響があります。ただそういうのは、実態としてこのレベルでは予測できる技術基準に基づいて予測して、満足するということとありますけれど、実態として工事中や供用中にそういう問題があれば、改めて必要であれば調査をさせていただいて対応させていただきます。その対応をすることで、一定の保全はできますということ表現させていただいているのですけれど。

【岡田専門委員】

それが最後の章に書いてあることですよ。

【多治見砂防国道事務所副所長】

はい。

【岡田専門委員】

それがなぜ8章の各項目に入っていないのでしょうか。

【篠田部会長】

10-3 ページですが、岐阜県の環境影響評価の準備書ですから、岐阜県の見解として、先ほどご説明いただきましたが、もう一度、岡田委員のご意見に関して準備書としての考え方をご説明いただけますか。恐らくみなさん同じように思っておられると思います。

【岡田専門委員】

現在の国道19号は、環境は改善されることを想定して一部4車線化されましたが、その後の環境は実際には変わっていないと思います。やはりそういった不確かさは必ずあると思います。事業者の姿勢として、しっかり事後評価を行わないといけないと思います。今後、環境アセスはそのようになっていくと思いますので。

【多治見砂防国道事務所副所長】

事業者ですが、よろしいでしょうか。実態としては、いろいろなバイパスで整備した時、整備効果として交通量であるとか、騒音であるとか、そういうのがあれば調査させていただいて、現実として公表させていただいておりますので、それがここに書いてあるか書いていないかに関わらず、そういうレベルで事業者として、あるいは管理者としてやらせていただいております。ですからこれは、アセスはアセスとして、新たな道路を作った所の影響を予測させていただいております。さらに先生のおっしゃられた現道も含めて実態を把握して事後調査すべきではないか、とそういうご指摘でしょうか。

【岡田専門委員】

新しい道路が完成した後に定期的にモニタリングしていくと思うのですが。それがもう事後調査ではないかと私は受け止めています。と言いますか、そのようにならないとだめだと思いますし、それで環境に良い効果があればそれをアピールすれば良いと思います。

【多治見砂防国道事務所副所長】

そういうイメージでここでは表現させていただいているということで、実態としての理解をしていただきたい。現段階での予測、準備書としての体裁を整えさせていただいていると思います。

【岡田専門委員】

住民は、準備書を最初から最後まで読むことはなくて、気になるところの項目だけを見ようと思うのですが。そうしますと、読まれた項目には事後調査はやりませんと書いてあると、どのように受け止められるのでしょうか。

【篠田部会長】

事務局の方から何か。

【都市政策課技術総括監】

確かにそれぞれ環境影響評価の項目ごとに、それぞれ大丈夫ですという言い方になっています。ただ不確かかどうかと言われると、今回の場合は先生のおっしゃった騒音、振動等こういったものは、予測がしっかりできているので事後調査をやらないという書き方になっていて、他の項目では事後調査をやりますというのもございます。結局そこをフォローするという意味で、また同じことを言いますが、10-3のところを書いてあるということになります。

【岡田専門委員】

大気も騒音も同じですが、特に大気質はあの辺りは盆地なので、空気がたまりやすいのです。普通のブルーム・パフモデルは一定の風が流れていくと仮定されていますので、周辺の地形によっては正確には予測はできません。また、騒音についても、官民境界から後方は平坦地形で予測されていると思いますが、あの辺りは堀形状になっているのでその影響を考えると予測結果は異なってきます。ですから、この予測結果には、根拠のある精度は確かにあるのですが、それを鵜呑みにしない方が良いと思います。現道の夜間については、環境基準に対して11dB以上も高いのが実態のようですが、それがバイパス完成後に一挙に11dB下がるのか、なかなか直感的には理解できない気がします。ただ、このバイパスが完成したことによって遮音壁を設置して環境が良くなったことを事後評価できれば、住民も事業者の努力を理解できると思いますが、ただ、事後調査は行いません、という一言というのはちょっときついかなど。

【篠田部会長】

他の項目での書き方は、生物系のところが多いので、調査しきれないところがあるので、あるいは何が起こるか分からないという予測不能なところがあるので、なにかあった場合には対応します、ということが書かれているのに対し、騒音とか振動のところは、完全に人工構造物に対する人為的な現象であるから、生物の問題と比べると予測できると思いこんでしまっている部分が確かに我々にあるかもしれません。でも、今、岡田委員のご指摘のように、実際には、データそのものの分布の幅が広いわけですね。という事から考えると、不確実性というよりは、可能性が十分考えられるという事なので、やはり生物の場合とはまた違う観点でそういったことも起きるという事を勘案しながら、今の岡田委員のご

指摘を書きこむことはできないものなのですか。

ご専門の内容がちょっと違うので、答えにくい部分もあるでしょうけれども、他の委員の皆様方にも今言われるような観点で考えるならば、どうなのかということを少しご意見をお伺いできるといいですが。

【西條専門委員】

ちょっといいですか。普通、アセスの事前調査をして、工事期間中にいろいろな項目についてチェックしますが、完成後にもモニタリング期間はあるのですか。生き物の場合、移植したり、あるいは哺乳類ですとカルバートを設置した場合のミティゲーションをしたときの利用の状態をセンサーカメラを付けて見たりすることがありますが、騒音でも普通はいわゆる Before と After をやるのでしょうか。

【岡田専門委員】

普通のアセスはやります。

【西條専門委員】

普通やりますよね。

【岡田専門委員】

道路事業はやられないのが普通のようにです。

【西條専門委員】

ダムなんかやっていますよね、完全に。

【岡田専門委員】

万博でも中部新国際空港でも、もちろんやっています。

【西條専門委員】

なぜ。

【岡田専門委員】

それは、準備書に事後調査を行いますと書かれているからです。

【梶浦専門委員】

新丸山ダムの付替国道はちゃんとやったよね。

【西條専門委員】

新丸山ダムの付替えの時のアセスはちゃんとやりましたよね。それは事業担当部局が違うからでしょうか。

【都市政策課技術総括監】

それはアセスの対象としている施設が道路そのものではないからだと思います。

【多治見砂防国道事務所副所長】

実態としてそう読めるということであれば我々の説明不足があるかもしれませんので申し訳ありません。しかし、あくまでもこの準備書の中では、環境保全上の問題が知り得た場合は、環境に及ぼす影響について調査し、と書いておきまして、書いていないという事は決してございませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。もちろんセンサスの中で継続的に沿道環境を調査するという事もさせていただいておりますし、決してここでやらないということは書いていないので、ご理解ください。道路事業はやっていないというふうに言われてしまうと私どもも....。

【岡田専門委員】

それはわかっています。

【篠田部会長】

今の説明を聞いていると10-3ページで全部網羅しているからということで、それは非常によくわかるのですけれど、岡田委員の言われるように、各項目のところになぜ書けないの、という疑問が出てくるわけですね。だったら両方に書いておけば問題ないのではないかと。何か事情があるのでしょうか。

【多治見砂防国道事務所副所長】

将来を見越した予測をするということになりますので、どうしても完全には予測し得ない部分があるので、その部分については、やはり最後にこういった表現をさせていただいております。

【篠田部会長】

なんとなくわかってきました。それぞれの項目の中にこれを入れてしまうと、そこでの予測はどれだけの信頼性があるかということ自分で自問自答しなければならなくなってしまふから、そこに書くとおかしいということになる。

【多治見砂防国道事務所副所長】

予測の限界もあるので、将来について、どれだけ今の時点で担保するかということになると、やはり今、予測できる範囲で予測しましたということになります。しかし、いろんな社会情勢であるとか、立地条件であるとか周辺条件も変わることもございますので、騒音であればある程度予測についての知見がそろっておりますので、そういった条件を加味して、対応することで影響がないものという整理をさせていただいております。

【西條専門委員】

専門ですから植物ばかり例に出しますけれども、移植ということを考えても確かに対象とする植物の種類によって違いがあります。それから、対象とする植物そのものが同じ種であっても、こういった場所に生育していたか、異なった生育場所であれば移植先を予測することがまた少し困難になりますからね。1種ずつについてあげていくと専門家でないで非常に胃が痛くなるような作業になりますので、一言でまとめて書こうと思うと、今部会長が言われたような、一絡げにするように全体を言いたいのかな、というふうにも考えるのですけれども。でも本当は種ごとに、対象物ごとに書いてある方が納得はしやすいというのがありますけれど。

【梶浦専門委員】

いいですか、一つ。同じようなことで先ほどの資料2の3-10のところ、上から14行目くらいのところに、「生物生息空間の移動経路の確保に努めます」と書いてありますが、これもあいまいですよ。例えば表現として、水路などを利用して移動経路の併用をするとかちょっと文言を具体的に入れられた方がよいのではないのでしょうか。現在、生活の中であるものを2、3例挙げたほうが、見た人はわかりやすいのではないかと思います。道路の下には当然、水の移動通路というのが作られるはずですよ。いかがですか。

【篠田部会長】

いかがでしょうか。今のご意見ですけれども、あちこちにありますが、資料2の3-10ページに「何々に努めます」、半分以上が「何々に努めます」、という表現じゃないかと思いますが、これを「何々に努めます」ではなく、言い切りにするというご意見ですが。

【都市政策課技術総括監】

具体的に書いていないということは、確かにおっしゃるとおり、わかりにくいということになりますけれども。

【梶浦専門委員】

積極的に事例を一つ二つ入れていただいた方が。

【篠田部会長】

考え方としては、今ご指摘あったように事例を入れながら、例えばということでこのような措置を講じます、というふうにするやり方が一つ、それから、全部にそれをやっていると、とんでもなく大変なので、「努めます」というのを言い切りで「移動経路を確保します」とか、上から4行目のところだと、「の影響の低減に努めます」ではなく「低減します」

というふうになってしまうというやり方があると思います。3-9 ページのタイトルに、『当該事業における一般的な環境保全の方針』とあるように、方針ですから、結果がこのとおりにならなくても、それを責められる訳ではないのではないのでしょうか。だから、方針としては何々します、ということでも悪くはないのではないかという気はするんですよね。方針から何々と努めますだと、確かに腰が引けていると、住民の方々にお叱りをいただくことがあり得るという気がしますし。その辺り対応可能なのでしょうか。

【西條専門委員】

一つよろしいですか。書き方として、例えば、この3-10 ページの赤い文章の下のところありますが、貴重な動植物の生育、生息地における改変は極力避けるように努めますが、やむを得ず改変する場合は、移植による保存措置をとりますというように書けないですか。例えば植物でいえば、生育地における改変は極力避けるように努めますが、中にはやむを得ず消失するところがあると言っているわけですよね。その時、代償措置として移植ということをしなければならない。ですから、避けるように努めますが、やむを得ず消失させるような場合には、移植という保全措置をとりますと、それは書けないのですか。

【都市政策課技術総括監】

具体的ではないのですけれども、一般的な方針を列記しておりまして、個別の例えば、振動、騒音あるいは動物に関しては、また8章で具体的に記述をしているということです。ここは、具体的というよりはある程度、わかりにくいというご指摘もございませぬけれども、一般論としてここを書いておりまして、具体的には8章で書いておりますのでご理解願いたいと思います。

【西條専門委員】

これはあくまで訂正箇所ですから、この訂正箇所だけが独り歩きすることはないのですね。

【都市政策課技術総括監】

はい。ここにまた全部書かなければならなくなってしまうので。

【西條専門委員】

何か行政当局の姿勢が出るような書き方にならないのでしょうか。

【篠田部会長】

規則とか法律とかで決まっていることに対しては、何々しますとできるけれども、そうでないものについては全部、努めますという言い方にされているのですね。そういうもの

なのであれば、というところですね。今の事務局の説明は、これは単なる方針であって、委員からご指摘のあったとおり、具体的な内容についてはそれぞれ各論のところに記載されているというところでご理解いただきたいということですね。その他、どうでしょうか。

【新田専門委員】

景観の評価に関する事で、本当は前回に質問すべきところだったんですが、4-1-70とか他に関連するところがあるんですが、景観を写真撮影するときの眺望点の選出方法については書いていないのですけれども、その眺望点を決める時の何か根拠というものはあるのでしょうか。4-1-70のところ例えば(2)の2行目に主要な眺望点は、水晶山、中山道をはじめとして云々と書いてあるのですが、それらの眺望点はこれこれの理由からこの眺望点として4箇所選定したということは一切どこにも書かれていないような気がするんです。そして選ばれている眺望点というのが、山頂から2箇所と、展望台から2箇所とそれから身近な生活の場から2箇所になっているのですけれど、確かに山頂からというのは地域の全体が眺望できるので1箇所くらいは必要だと思うんですけれども、むしろその地域で生活している人が、慣れた里山の景観が壊れないかどうかということの方が大切だと思われまますので、もう少し高いところからの眺望点を多く選ぶのではなくて、地域の人たちが生活している場所から主な眺望点を3箇所とか選んだ方がいいのではないかなというのが私の考えです。郵便局とか身近な場所ではあるのですが、たとえば小学校とか中学校とかの校舎というのは割と高台に作られていますので、そういう校舎から見たときの眺望だとかというような選び方もできると思うのです。そもそもこの眺望の観測点はどのようにして選ばれたのでしょうか。それは記載しなくてよいのでしょうか。記載した方がいいと思うのですがいかがでしょうか。

【都市政策課技術総括監】

主務省令の技術手法があるのですが、その中に、環境影響評価におきましては、景観というものにつきましては、いわゆる不特定多数の者が利用している主要な眺望点ということで、例えば4-1-70ページの地点を選んだということでございます。そのうち、身近な眺望という観点で、釜戸郵便局と武並の駅からの眺望も評価の対象に選定しているということでございます。眺望点については、そういった意味合いで選んでおります。

【篠田部会長】

不特定多数の眺望であるか、一般の方が利用する箇所からの眺望で評価をするかというご説明ですね。不特定多数の身近な眺望といえはいいのでしょうか。

【都市政策課技術総括監】

そういう意味で身近なところを含めて選んでおります。

【篠田部会長】

不特定多数の身近な眺望点ってすごくおもしろいですよね。

【新田専門委員】

今回はやむを得ないと思いますが、今後、景観の評価をするときはそこを選んだ根拠も示しつつ評価するような表現にさせていただけたらいいのではないかと思います。

【都市政策課技術総括監】

今回の中にはそういった選定した理由というのは細かく書いていないですが。

【新田専門委員】

8-11-1 ページのところに、第 11 節景観、道路の存在にかかる景観というところの 1) イの調査の基本的な手法のところ、既存文献調査により把握したというふうには書いてあるのですが、既存文献調査によってどういう観点でこういう眺望点とか景観資源を選定したかももう少し詳しく書いた方がいいと思います。景観資源については比較的詳しく書いてあったと思うんですけども、その辺やはり説明が足りなかったのではないかと思います。

【多治見砂防国道事務所副所長】

今のご質問の件ですけれども、4-1-70 がそれぞれの主要眺望点の概要が表 4.1.39 であるとか、図 4.1.23 とかその次のページの主要な眺望景観の状況について、4-1-73 ページに×をつけさせていただいておりますけれども、こういった整理をした結果、その点を選ばせていただいていることでありまして、予測結果のところだけ見ていただくとそこだけ、どうしてそこを選んでいるかわからないのですけれども、前段の中に選んだ素材については整理させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

【篠田部会長】

今のご説明でどうでしょう。

【新田専門委員】

そんなに難しいことを言っていないつもりなのですが、今後のこういう景観評価の時にはやはり、先ほど申し上げたように、もう少し地域住民の視点で眺望地点を選んでほしいというのが私からの意見です。写真の撮りやすさとかそういうこともあると思うので、そういうことも書いてもいいと思うのですね。いくつかの候補の中からこういう観点

でこの4点を選びましたというような説明があれば、もう少し納得できると思いましたが、そのように今後はしていただけたらいいと思います。

【篠田部会長】

ありがとうございます。眺望点を選んだ考え方を明記するという、今後はということでご指摘いただきましたけれども、これについては可能でしょうか、それとも今後はということになりますか。

【岡田専門委員】

自然ふれあいの場として、東海自然歩道とかがあると思うのですが、そこからは全然望めないのですか。そういうことも記載しても良いと思います。最近のニュースで一番大きく景観問題が取り沙汰されているのは、東京の富士見坂からビルの建設によって遮られて富士山が見えなくなるということがありました。これが眺望の変化だと思います。不特定多数の人が集まるような自然のふれあい施設などが眺望点として一般に選ばれると思いますので、そういった地点が無いので、今回の場所を選定したということだったらわかりません。

【多治見砂防国道事務所副所長】

例えば4-1-73ページの水晶山、権現山の山頂、中山道、恵那峡ということで、こちらに×をつけさせていただいておりますけれども、どうしても現地は土岐川沿いに位置する道路でありますので視認性ということで見えるか見えないかということになります。地形的に見ても、高いところであれば見えるのですが、現地では見えにくいということで、先ほどの郵便局等のような代表的な点についても選んで加えたというふうにしております。

【都市政策課技術総括監】

今後の課題ということで、できればこのままにさせていただけるとありがたい。

【新田専門委員】

今後の課題としてください。それを書かないと、景観上良く見えるところだけを選んで示しているのではないかとさえ言えるのですね。だから、そう言われないようにするためにも、なぜその地点を選んだのかということは、やっぱり書くべきだと思いますので、今後そのように努力していただきたいと思います。

【篠田部会長】

今の新田委員からのご指摘、今後、よろしく願います。それ以外はいかがでしょうか。

【高木委員】

6章に『知事の意見に対する都市計画決定権者の見解』ということで、15項目あるのですが、この内、唯一5番目だけが意見に対して行わないという対応になっているのですが、これは、こういうことでよろしいのでしょうか。具体的に言うと、6-2ページ、CO2の温室効果ガスのことについてもやっぱり評価をしてほしいということで知事意見としては出ているのですが、それに対する見解としては対象としないということに、15項目の中でこの項目だけがこういう対応しないということでの見解になっているのですが、これはこういうようなことでよろしいのでしょうか。

【都市政策課技術総括監】

これは主務省令の方で具体的に手法が確立されていないということで、対応できないということでこういった表現になっております。

【高木委員】

やむを得ないということでしょうか。

【篠田部会長】

確立されていないことはやらないというのが行政の方針ということですね。

【高木委員】

事業評価の方では交通量の変化の結果から換算値がありませんでしたか。それは事業評価の方で実施しているからいいのかもしれませんが。

【岡田専門委員】

沿道の照明はどういった感じでやられるのでしょうか。LEDとか何かにしらないのですか。

【多治見砂防国道事務所副所長】

そこら辺は、いろいろな植物に影響のないような照明を選ぶとか、いろいろなことが考えられると思います。今はLEDも少しずつ増やさせていただいておりますので、コスト縮減についても勘案し、実際に事業をする段階になって、適切な効率的なものを選ぶということになると思います。特にここではあえて表現させていただいてはおりませんけれども、当然LEDも照明の一つの材料になると思います。

【岡田専門員】

予測はなかなか難しいと思いますが、そういうふうに関心の配慮に努めますとしていただければ。

【多治見砂防国道事務所副所長】

植物等への影響がこういうところによく出てきますので、影響のないような照明器具ですとか。

【岡田専門委員】

温室効果ガスなので、道路で言うと道路照明くらいかなという気はするのですが。現道よりも照明をまばらに設置して電気代は削減できるとか。

【高木委員】

後、一般的に言われているのは、渋滞解消によって燃費が上がることによって、CO₂の排出が削減されるということがありますね。

【篠田部会長】

事業を実施する立場だったら、何々に努めますとか、こういうことに注意しますとか言えるのでしょうかけれども、都市計画決定権者としての見解としては評価の対象にするかどうかということになるので、手法が決まっていなければ対応できないということですね。よろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。

【神谷専門委員】

前回の質問に対してなのですが、これは言葉の問題なのですが、私が一つ伺っていたのは、地下水位の変化はほとんど生じないというふうに頻繁に前回使われていることについて、生じないと言ってしまってよいのかということですね。それが、科学的なもので言っているのか、定性的に言っているのかによって、例えば、影響が出た時にどういうふうにするのかということになりかねないので、ここはむしろ、あいまいにしておいた方が逆にいいのではないかと思うのです。例えば8-9-47ですとか、前回のパワーポイントの説明の時に、頻繁に道路の存在とか、工事中の問題で地下水位の変化はほとんど生じないことから、といったこの言葉が出てきたのでそれずっと気になっていたのですが、この根拠が科学的でなければ、むしろ言わない方がいいのではないかという、そういう意味なのですが。今日はその説明というのは特になかったのですが、地下水は今回あまり考える必要がない、それはそれで良いと思うのですが、説明されているこの言葉というのは非常に注意しておかなければならない言葉だなと思ったということです。

【多治見砂防国道事務所副所長】

今おっしゃられたことについて、事業者として補足させていただきますと、道路の計画自体が植物への影響を避けたということで、そういった観点で地下水への影響がないという表現をさせていただいております。

【神谷専門委員】

要するに地下水の流れを何か操作するようなそういう道路を作るわけではないということはいいいのですが、季節的にか水文的に雨の多い少ないには、いろいろな影響要因が入っておりますので、地下水というのは必ずしも予測どおりではないことがあるのです。たまたま道路を作ったトンネル作ったことによって、地下水位が下がってしまったということを知りますが、これは道路の責任ではないのか、トンネルに責任があるのではないのかとか、そんなふうに住民の方は感情を持たれる場合があるんですね。記載するかどうかについてはよいのですが、地下水位の変化は生じないと頻繁に記載することで、返って住民に誤解を招くことにならないかということで前回質問させていただいた。植物の生育環境については、地下水位の変化がないということより、ルート設定の時から貴重な植物を極力避けた計画としていることの方が重要なのですよね。

【篠田部会長】

西條先生いかがでしょうか。植物に対して地下水しか取り上げられておりませんが、日照だとかということまで入れておかないと、十分ではないのではないかというふうにも思いますけれど。

【西條専門委員】

誤解しないでください。まず植物はそれほどやわでないということがあります。それから、日照に関しましては、具体例を申し上げますと、東海環状の土岐を通っております、さる洞というところに橋桁が3mしかない橋がありますが、明るいところを好む湿原性の湿地の植物のようなもの場合、これではもう全然だめなのですね。要は、一日中光が当たってくれるような高さが無いといけない。少ないとまずいですけれども、光合成は途中でもう一定になってしまいますから、多い分には全然関係ないですね。ですから、明るいところのものはなるべく暗くしないということ、照度を下げないことです。それから、森林内にあるものについては、落葉樹林なんかにあるものと、葉っぱが展開して茂る春先の茂る前、それから落葉してかつ寒くなる前の光で、カンアオイのような下草のものは生きていきます。ですから極端に光を与えないということではなければ問題ないと思います。それから光も、一時の明るさではなくて積算になります。一年間を通じて、どのくらい光が得られるかどうかによって違いますし、水も、特に水温等は植物の種類によって、冷たい方がいいとか、暖かい方がいいとかありますけれども、冷たい方がいいからといって必ずしもその全てが冷たいものの方がいいという訳ではなくて、より低温に耐えられるも

のが、そこで生き残れるのです。ですから、高水温になると低水温の植物も生きますけれども、外からもっと強い、高い水温では旺盛に繁茂できるような種がくると低水温のところでは生きていない生物は、負けてしまう訳です。全てと言っていいくらい、植物にとっては水温でも気温でも制限要因として働いているのです。だから、生きるために好ましくない温度ですとか、光ですとかそういう最低限のところがあることによって、それぞれの種は生きられることとなります。

【篠田部会長】

今の先生のお話からすると、結局、植物の生育に関して言えば、制限要因がどうなのかという観点であればいいということですから、地下水だけこう言って書くというのは、なんかやはり変かなと、私は思ったんですけど、こういう書き方についてはどうなんでしょう。

【多治見砂防国道事務所副所長】

ここはですね、湿地を好む植物について書かれているので、例えば8-9-48ページ、49ページであるとか、それ以降入っているところと入っていないところがあるように、全部がそういう表現になっている訳ではないのです。

【西條専門委員】

よろしいですか。今のことはたぶんこういうことだと思います。地下水位が下がることによって、今まで涵養されていた水気がなくなってしまうので、それがストレスになるような場所では、地下水位の低下というのは、今までの調査では、まず心配ないだろうというように予測されているのでそれほど大きな影響は出ないだろうと理解する訳ですよ。要するに、例えば池があったら、そこへ道路がくることによって池の水が全部枯れてしまうと、その池の周辺に生育している植物たちは、死んでしまいますので、やり方はいろいろあると思うんですけど、移植して同じようなところでピオトープを作ってやって担保するか、あるいはこれはやむを得ないと言って何も手だてを加えないとするかということだと思うのです。だから、そういう心配をするまでもないというふうに私は理解したんですけどね。要は、植物にとって必要な水が供給されて、いわゆる水みちが切られてしまうことはないというふうに私は理解しています。

【篠田部会長】

結局、事業者側の回答としては、水分状態が非常に重要な制限要因となる植物についてのみこういう記載をしていますということですね。

【西條専門委員】

そういうことだと思います。

【篠田部会長】

すべてにこうして書いている訳ではないということですね。神谷委員どうでしょうか。

【神谷専門委員】

先生の植物に対する影響については理解したつもりなのですが、今道路がこういうルートだからというのは水位に変化がないことの科学的な根拠ではなく、経験的な問題ですから、水位の変化がないと言ってしまふ怖さを感じたということなのです。こればかりは、住民からすればさっき言ったように、トンネルを作ったから変わったじゃないかと言われてしまうとこちらが最初から用意していないと、科学的に説明できないですね。だからこの科学的に説明できない時点でこんなことを言ってしまっているのか、なんかちょっと怖いというのが私の思いです。

【西條専門委員】

そうですね、こういうのを作った場合に水がどういうふうに動いていくか、それによってはトンネルを掘った場所の近くにある湧水地、あるいは湿性地の水が、水位が保たれるか減ってしまうかということは他の分野のように計測している訳ではない。

【神谷専門委員】

こういうことを今回予測しているわけではないので。これはもうご判断いただければいいことなので。

【篠田部会長】

一応、予定していた時間になりましたが、まだご意見ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【篠田部会長】

それでは、今日ご審議いただいた内容につきましては、この場だけでなく、修正すべき点を対応してできあがる準備書を素案としていくということについて、事務局で再度整理いただいたものを私の方で確認するという進め方でよろしいか、皆様方のご了解を得られますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【篠田部会長】

ありがとうございます。それでは、異議なしということですので、そのように取り扱わ

せていただきたいと思います。以上で本日の議事は終了させていただきます。

【都市政策課長】

篠田部会長、委員の皆様方、長時間にわたり膨大な資料のご審議本当にありがとうございました。

ただいま部会長からご指示いただきましたとおり、内容について再度、最終的な吟味をしながら手続の方を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

今後の予定でございますが、前方のスクリーンに今後の予定を出させていただきました。今後の手続といたしまして、環境影響評価と同時に実施しております都市計画の手続として都市計画の素案についての公聴会を瑞浪市と恵那市において、3月に開催する予定としております。この公聴会のため、あらかじめ都市計画の素案について閲覧していただく際に、最終的に手直しをした準備書（素案）につきましても、参考資料として併せてお示ししたいと考えております。

公聴会におきまして環境に関するご意見が出た場合は、その内容に応じてこの部会において審議する必要があるかどうか、専門分野の委員の意見を個別にお伺いするか、また部会長と相談させていただき、公聴会の意見についても丁寧に対応していくこととさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

公聴会で環境に関するご意見やご質問等が出なかった場合には、本日お示ししましたものを最終的にブラッシュアップしましたものを準備書として、公告・縦覧の手続に入らせていただきますので、最終的にはまた部会長の方にご相談させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日は長い間ご審議いただきましたが、以上をもちまして、「第14回岐阜県都市計画審議会環境影響評価専門部会」を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

了